参考資料

1　松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会規則

平成 24 年 12 月 21 日規則第 75 号

（趣旨）

第１条　この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和 40 年条例第 20 号）第２条の規定に基づき、松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　委員会は、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条第１項に規定する市町村介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画の策定に関する審議を行うものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員 17 人以内で次の各号に掲げる者をもって組織する。

（１）　介護保険法第９条に規定する被保険者

（２）　保健、医療又は福祉に関する機関若しくは団体の代表者

（３）　保健、医療又は福祉に関し学識経験を有する者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　市の職員

２　委員の任期は３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、健康部高齢介護課において行う。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

2　松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

敬称略

機　関　（団　体）　名		氏　名
医療機関	松原市医師会	木下　裕介
医療機関	松原市歯科医師会	下村　康雄
医療機関	松原市薬剤師会	宮谷　忠行
福祉関係	松原市社会福祉協議会	小田　哲司
福祉施設	社会福祉法人聖徳会	巽　　尚子
福祉施設	社会福祉法人堺暁福祉会	中村　　敦
福祉施設	ＮＰＯ法人介護支援の会松原ファミリー	豊永　雅雄
福祉施設	社会医療法人阪南医療福祉センター	竹村　由佳
被保険者代表	老人クラブ	辻村　一夫
被保険者代表	老人クラブ	山本　壽夫
被保険者代表	民生･児童委員	林　美佐子
被保険者代表	民生･児童委員	上西　玲子
被保険者代表	一般公募代表	松川　　澄
学識経験者	阪南大学	西本　真弓
保健関係	藤井寺保健所	木下　　優
保健関係	松原市健康部	向井　貴子

松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

発行年月：2024（令和６）年３月
発行：松原市 健康部 高齢介護課
住所：〒580－8501 松原市阿保１丁目１番１号
TEL：072-334-1550
FAX：072-337-3052